

社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会一般事業主行動計画

職員が仕事と生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1 業務の見直し・応援体制の整備をすることで、所定時間外労働の削減並びに年次有給休暇の1人当たりの平均年間取得日数を10日以上とする。

<対策>

- ・令和3年 4月～ 所定時間外労働と年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- ・令和3年 5月～ 衛生委員会で年次有給休暇の取得状況を報告し、管理者による指導等により計画的な取得の促進を図る。
- ・令和3年12月～ 衛生委員会で所定時間外労働の取得状況を報告し、対策を検討。

目標2 育児休業の取得を希望する職員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、個別に育児休業に関する制度の周知を実施する。

<対策>

- ・令和3年 4月～ 育児休業を希望する職員に対して、育児休業給付・社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
- ・令和3年 5月～ 育児・介護休業を希望する職員に対して、面談を実施し把握したニーズに合わせて、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供などを行う。